

都道府県からの意見について（抜粋）

【飼養衛生管理基準】

- ・ 農家毎に受け止め方が違っては困るので、飼養衛生管理区域の基準を明確にするべき。例えば、飼料保管場所、堆肥保管場所、採草地、駐車場、敷地内の通路は飼養衛生管理区域となるのか。
- ・ 小規模農場においては、消毒を行う場所や専用服の着用場所等については、農場毎に判断すればよく、衛生管理区域を設定する必要はない。
- ・ 現状では、消毒設備を備えている農場はほとんどないことから、石灰帯で車両タイヤの消毒を行うことも認めるべき。
- ・ 寒冷地では、冬季に消毒施設が凍結するため、車両消毒等を実施するのは困難。
- ・ 専用衣服の設置は、小規模農場が多い繁殖牛農家等では、経営上設備投資は難しい状況にあり、経営状況を考慮しない画一的な基準では理解が得られない。
- ・ 入場者専用の衣服・靴を備えるのみでなく、それに準じる方法として身体等の消毒をする、長靴カバーの着用や、消毒又は廃棄が容易な衣服を使用するなどの手法も認めるべき。
- ・ 網目の大きさが2 cm以下の場合には、羽で目詰まりして、夏場の換気に苦慮する実態がある。もっと大きな網目でも、2枚重ねとすることで、目詰まりせず、防鳥効果を得ることが可能である。

- 埋却地の1頭羽当たりの確保面積は具体的に明記すべきではない。
埋却地の確保は、義務付けとすべきではなく、努力義務とすべき。
- 埋却等の準備として、記載されている「その他埋却等に必要な準備措置」とは、具体的にどのようなことを想定しているか。焼却や化製処理を想定しているのであれば、明示できないか。
- 大規模農場の管理獣医師については、あくまでも農場が選択することで、飼養衛生管理基準で定めるべきではない。
- 給餌設備や給水設備等の混入防止対策については、施設改善経費を伴うため、
 - ① 経過措置を設けるべき。
 - ② 努力義務規定にすべき。
- 馬については、他の畜産農場とは飼養形態が明らかに異なることから、別立ての基準設定が必要。